

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日（火）午後1時30分から午後2時6分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一 日 出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	古 谷 隆 夫
主 査	中 山 幹 夫
主 査	大 久 保 慎 太 郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第6号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりましたので、平成30年7月定例総会を開催いたします。

皆様方には携帯電話等につきまして、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

7月の定例総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

暑い中、本総会にご出席を頂き有難うございます。非常に厳しい暑さが続いておりますので、どうか身体に注意してそれぞれの仕事に励んで頂きたいと思っております。

何点か皆さんにお礼を申し上げたいと思っております。

まず、6月28日に行われました「人・農地プラン座談会」に、急な要請にも関わらず多数の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに参加して頂いたこと、厚く御礼申し上げます。この「人・農地プラン座談会」への参画は、農業委員会としての取り組みの柱にもなっておりますので、今後とも積極的に参画して頂き、農地の集積・集約に結びつくようにご尽力願いたいと思っております。

次に、現在取り組んでいただいている「農地利用現況調査」について、暑い中、農地利用最適化推進委員と協力して精力的に取り組んで頂きましてお礼申し上げます。事務局には約半分位の提出がありました。本日が提出の締め切りとなっておりますが、現在提出のされていない地区についても、鋭意取り組んでいただいていることと思っておりますので、間もなく終わるものと思っております。

今後の対応としては、今月の農地パトロールで再確認して、完了させる予定となっていますので、もう一段のご協力をお願いいたします。

それから、相対耕作の撲滅に向けた認定農協者への訪問調査につきまして、農地利用最適化推進委員が中心となり、取り組んで頂いております。何としても成果ある活動としたいと思っておりますので、農業委員の皆さんにも引き続きご協力をお願いします。

本日の総会は、議案9件と報告事項3件となっています。精力的な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくをお願いいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

10番矢口委員、1番谷口委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくをお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は営農型太陽光発電設備のため

の使用貸借設定となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は0. 2 1 m²，**■**字**■**番，地目は登記現況とも田，面積は0. 1 6 m²，合計2筆，0. 3 6 m²でございます。

許可日から3年間の一時転用となっております。

申請面積につきましては、営農型太陽光発電設備の支柱及び支柱の基礎部分の面積の合計となっております。パネル部分につきましては、区分地上権の設定を行うための許可申請を受理しており、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」において審議させていただきます。

続きまして受付番号2番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は3 9 1 m²でございます。

続きまして受付番号3番，申請理由は宅地の機能維持のため，擁壁補強をするための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は1 5 m²でございます。

続きまして受付番号4番，申請理由は貸駐車場整備のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記，現況とも畑，面積は1，1 7 0 m²，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は2，1 5 2 m²，合計2筆3，3 2 2 m²でございます。

続きまして受付番号5番，申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記，現況とも田，面積は，7 6 6 m²でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

まず、受付番号1番と2番について、調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

はい。7月3日午前9時より、齊藤会長、菊地委員と私羽田、事務局より古谷局長、大久保主査の5名で、書類審査、現地調査を行いました。

受付番号1番，営農型太陽光発電設備の使用貸借による一時転用について，報告いたします。

申請者は、申請地で営農型太陽光発電設備を設置するため、平成27年7月16日付け県南農林事務所より農地法第5条の一時転用許可を受けました。

一時転用期間が平成30年7月15日までのため、再度、転用許可を申請されたものです。毎年、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告も提出されており、営農の適切な継続が確保されていることから、営農型太陽光発電設備の一時転用許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、自己住宅建築のための売買について報告いたします。

地図は4ページになります。伊奈郵便局から北側に向かいまして、花田久保集会所の隣です。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地391㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号3番、4番、5番について、調査部会2班の3番豊島委員にお願いいたします。

1. 豊島委員

はい。7月3日に行った書類審査、現地調査結果についてご報告いたします。

当日は、午後1時30分から、齊藤会長、宮田委員、矢口剛委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保主査の6名で実施しました。

受付番号3番、地図は5ページになります。場所は、県道水海道取手線の大和橋付近にある箕輪集落内に位置しております。申請地は、宅地の西側にあり草も生えてなくきれいに管理されておりました。

申請者は、東日本大震災時に宅地の西側の一部が崩れたため、申請地15㎡を利用し、宅地の機能維持のため、隣接する土地に擁壁補強工事を行う計画となっております。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、擁壁を設置

するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番，地図は6ページになります。福岡地区の旧国道354号から，ガソリンスタンドがある交差点を[]に向かう道路に入った東側の位置にあります。

申請地は，雑草が生えておりました。申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。

申請者は運送業を営んでおり，申請者個人で申請地3，322㎡を取得し，大型貨物車16台，普通乗用車16台を駐車するための駐車場の整備をし，申請者が代表取締役を務める会社に駐車場を貸し付ける計画となっております。関係法令との調整も行っており，貸駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番，地図は7ページになります。旧国道354号から[]に入っていく道路を，[]の方に向かい，[]のグラウンドから東に入った谷津田のところに位置しています。申請地の付近では，すでに太陽光発電設備が2か所設置されておりました。申請地は，耕起されていましたが雑草が生えてきている状態でした。

別紙「参考資料」にもありますが，発電量は33.0kwで，285wパネル196枚を設置する計画となっております。

申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。経済産業省及び東京電力との調整も終了しており，2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので，これより審議に入ります。

まず，受付番号1番につきまして，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい，飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい。9番飯泉です。

先ほどの説明を聞き逃したのかもしれませんが、一時転用の期間は何年になるのでしょうか。それと営農型の太陽光発電設備については、これまで3年という期限だったと思いますが、10年に延びたと聞いておりますが、その辺のことも含めて教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。3年間の一時転用となります。

10年まで延長できるようになりましたが、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合などに限定されておまして、今回の申請はこのケースに該当しないため3年以内となります。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいでしょうか。

（飯泉委員頷く）

その他1番についてありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、受付番号5番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案の通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積643㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積133㎡，合計2筆776㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

はい。7月3日午後1時30分より、齊藤会長、豊島委員、宮田委員、事務局長、大久保主査と私で行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は8ページになります。場所は、XXXXXXXXXXの脇になります。

申請者は自作地と借入地あわせて約71アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆 776㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、1番については、農機具等も近隣の知人から借りることにより確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

早速審議に入ります。議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。

10ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、先程、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号1番で説明させていただきました案件と同一の事業に係る申請になります。

申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■，地目は登記現況とも畑，面積は1，111.31㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記現況とも田，面積は607.46㎡，合計2筆，1，718.77㎡でございます。
以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

はい、それでは報告いたします。

先程の議案第1号と調査メンバーは同じです。

受付番号1番，地図は11ページになります。5条の案件と同じ場所です。

申請者は、営農型太陽光発電設備設置のために、区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

12ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は11㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は31㎡，合計2筆，42㎡でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

続いて，現地確認及び書類審査の報告を調査部会2班の8番宮田委員よりお願いいたします。

1. 宮田委員

はい，それではご報告いたします。

7月3日午後1時半より，齊藤会長，豊島委員，矢口委員と私，事務局から古谷局長，大久保主査の6名で書類審査，現地調査を行いました。

受付番号1番，地図は13ページになります。開智望小学校の北側で，申請地周辺は宅地化が進んでいるところです。受付番号1番につきましては，平成7年5月以前から公衆用道路として使用されており，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので，非

農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第4号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は1件となっております。

14ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,245㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、現地確認及び書類審査の報告を、調査部会 1 班の 2 番菊地委員よりお願いいたします。

1. 菊地委員

それでは、7月3日午前中に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号 1 番、地図は 1 5 ページになります。現地は、水稻が作付けされておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約 3 3 0 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 1 名で、水稻・野菜を作付けする農家です。公売参加予定地、登記現況とも田、1 筆 1、2 4 5 m²に水稻を作付けする予定です。

以上のことから、1 番については、農機具等も所有しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第 5 号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第 5 号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第 5 号は、買受適格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

16ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、早速審議いたします。

議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（中山主査）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

17ページをご覧ください。新規案件といたしまして、田が12筆22,997㎡、畑が4筆8,854㎡、合計16筆31,851㎡、貸し手が7人、借り手が7人となります。権利の設定開始は、平成30年8月1日からとなります。

続いて、更新案件といたしまして、田が12筆24,250㎡、畑が3筆3,313㎡、合計15筆27,563㎡、貸し手が4人、借り手が3人となります。権利の設定開始は、平成30年8月1日からとなります。

総計は、田が24筆47,247㎡、畑が7筆12,167㎡、合計31筆59,414㎡、貸し手が11人、借り手が10人となります。

詳細につきましては、18ページ、19ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは本件は一括して審議していきたいと思えます。

こちらについて、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（中山主査）

はい。議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

20ページをご覧ください。新規案件のみとなります。田が9筆8,926㎡、合計9筆8,926㎡、貸し手が1人、借り手が1団体となります。権利の設定開始は、平成30年9月1日からとなります。

詳細につきましては21ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、議案第8号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

22ページをご覧ください。新規案件のみとなります。田が10筆8,988㎡、合計10筆8,988㎡、貸し手が2人、借り手が2人となります。権利の設定開始は、平成30年9月1日からとなります。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、23ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、議案第9号について審議いたしますが、本件すべて中山会長職務代理者が議事参与となっておりますので、中山会長職務代理者の退室をお願いいたします。

（中山会長職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

議案第9号について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を認めます。

（中山会長職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。

続きまして、報告事項について一括して事務局よりお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。24ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは1件です。

受付番号1番、谷井田地区の登記畑、現況畑の1筆、面積は、849㎡です。集合住宅建築のための届け出になります。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出

に対する専決処分について」を報告いたします。25ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、3件になります。みらい平地区が2件、小絹地区が1件です。

申請理由につきましては、使用貸借による自己住宅建築が1件、売買による自己住宅建築が2件です。

最後に、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は26ページになります。

今回の合意解約は4件です。解約の理由ですが、4件とも、耕作者変更のための解約です。うち1件は、所有者自身が耕作することになります。

報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、7月定例総会を閉会いたします。